

## 告 示

### 埼玉県告示第二百十九号

埼玉県建設工事請負等競争入札参加者の資格等に関する規程の一部を改正する告示を次のように定める。

令和五年二月二十八日

埼玉県知事 大野 元裕

埼玉県建設工事請負等競争入札参加者の資格等に関する規程の一部を改正する告示

埼玉県建設工事請負等競争入札参加者の資格等に関する規程（平成六年埼玉県告示第千百八号）の一部を次のように改正する。

第十五条第一項の表A級の項発注標準額の土木一式工事の欄中「一億円」を「一億五、〇〇〇万円」に改める。

#### 附 則

この告示は、令和五年四月一日から施行し、改正後の埼玉県建設工事請負等競争入札参加者の資格等に関する規程の規定は、同日以後に公告する一般競争入札又は公示する指名競争入札から適用する。